



神勞基発 0408 第 2 号

令和 2 年 4 月 8 日

一般社団法人神奈川県トラック協会 会長 殿

神奈川県労働局労働基準部長



貨物自動車の過積載の防止について

標記については、令和 2 年 3 月 31 日付け基安安発 0331 第 2 号にて、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から表題の通達がありましたので、会員事業場などに御周知いただくとともに、その徹底を図っていただきますよう御指導を願います。



都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長  
( 契 印 省 略 )

### 貨物自動車の過積載の防止について

貨物自動車の過積載は、当該貨物自動車の制動性能を低下させる等、貨物自動車の交通事故の原因の一つとなっており、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 151 条の 66 の規定に基づき、貨物自動車については、最大積載量を超えて使用しないことを陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）等の事業者（以下「陸運事業者」という。）に仕事を注文する者に対しては、労働安全衛生法第 31 条の 4 に基づき、過積載をはじめ、労働安全衛生関係法令に違反するような指示を禁止しているほか、平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号「交通労働災害防止ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、陸運事業者や荷主・元請事業者が実施すべき事項を定め、その徹底を図っているところです。

こうした中、令和元年 12 月に過積載に関連する死亡災害が発生したところであり、このような労働災害の防止の徹底を図るためには、陸運事業者と荷主・元請事業者が協働し、労働安全衛生関係法令やガイドラインに基づく取組を推進することが必要不可欠です。

つきましては、貨物自動車の過積載防止について、春の全国交通安全運動（4 月 6 日～15 日）等の時機を捉え、荷主・元請事業者に対し、陸運事業者と協働の上、ガイドラインに示す下記事項の徹底を図るよう周知・指導をお願いします。

なお、関係団体に対し別紙のとおり通知したので了知ください。

### 記

- 1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う必要が生じた場合、荷主・元請事業者は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者（以下「陸運事業者」という。）に協力すること。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は改善基準告示（※）等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行うこと。また、到着時間が遅延した結果として、荷主・元請事業者が実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにすること。
- 3 荷主・元請事業者は、実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。また、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保すること。なお、高速道

路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。

- 4 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

※ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

別紙

基安安発 0331 第 3 号  
令和 2 年 3 月 31 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長  
公益社団法人 全日本トラック協会 会長 ] あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長  
( 契 印 省 略 )

### 貨物自動車の過積載の防止について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

貨物自動車の過積載は、当該貨物自動車の制動性能を低下させる等、貨物自動車の交通事故の原因の一つとなっており、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 151 条の 66 に基づき、最大積載量を超えて使用しないよう、陸運事業者に指導を行うとともに、平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号「交通労働災害防止ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、陸運事業者のみならず荷主や元請事業者に対しても、過積載を行わせることのないよう配慮をお願いしているところです。

つきましては、貨物自動車の過積載防止について、春の全国交通安全運動（4 月 6 日～15 日）等の際、傘下会員事業者に対して、法令順守の指導の一層の徹底を図るとともに、ガイドラインに示す過積載の防止について周知・指導を図るようご協力のほどよろしく御礼申し上げます。

# 交通労働災害を防止するために

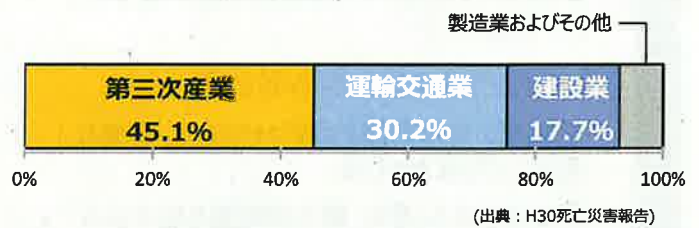
交通労働災害は、死亡災害全体の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取り組みを行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

## 約7割は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の迎中など建設業で発生しています。運輸交通送業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。

死亡災害（交通事故（道路））の業種内訳（平成30年）



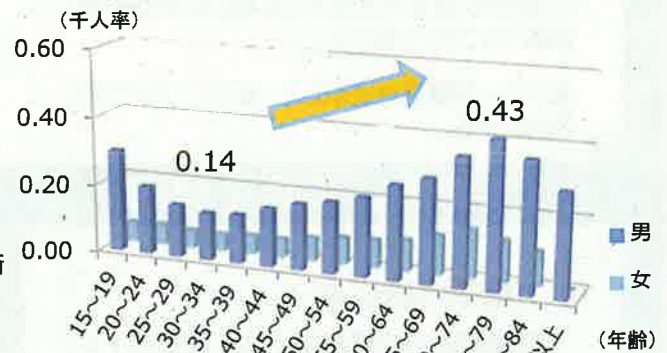
## 年齢があがるにつれて発生しやすくなる！

交通労働災害の発生率は年齢があがるにつれて上昇する傾向があり、年齢による身体機能の衰え(注1)も一つの要因だと考えられています。高齢者を運転業務に従事させる場合、労働者の健康や体力の状況を考慮した対策(注2)も必要です。

(注1) 高齢者の身体機能は、壮年者と比較すると聴力、視力、平衡感覚などの低下が見られます。また、個人差も大きくなります。

(注2) 厚生労働省は、働く高齢者の労働災害を防ぐためのガイドラインを策定し、職場環境や作業内容の見直しに加え、健康や体力の状況を把握することなどを示しています。

交通事故の年齢別発生率（千人率）



※千人率=労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000

出典：労働者死傷病報告（平成30年）  
労働力調査（基本集計・年次・2018年）

## <飲酒運転をさせないで！>



出典：平成30年における交通死亡事故の特徴について（警察庁）

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合の約8倍というデータが出ており、極めて危険です。またアルコールの分解には時間がかかり、ビール1缶でも4時間ほどかかるとされています。

雇い入れ時や日常の安全衛生教育の中で、労働者に対して飲酒による運転への影響を理解させるとともに、乗務開始前の点呼の際に、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか確認してください。



# すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

## 自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

### ☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の**開始・終了**や**経路**についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。

### ☑ 点呼の実施

- ・**疲労、飲酒、睡眠不足**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前の点呼**によって確認する。

### ☑ 荷役作業を行わせる場合等

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ・荷を積載するときは、**最大積載量**を超えない、**偏荷重**が生じないようにする。

### ☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。
- ・**ポスターや標語**を掲示して、安全について常に意識させる。

### ☑ 教育の実施

以下を含め、雇い入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

- ・**十分な睡眠時間**の必要性の理解
- ・**飲酒による運転への影響**の理解
- ・**交通危険予知訓練**による安全確保
- ・**交通安全情報マップ**による実態把握

### ☑ その他

- ・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、**健康診断や面接指導**などの健康管理を行う。
- ・**異常気象や天災**の場合、安全の確保のため**走行中止、徐行運転や一時待機**など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

## 二輪車に必要な配慮

### ☑ 二輪車運転対策

- ・「**高視認性の安全ベスト**※」、「**ヘルメット**」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上での**スリップ**や**巻き込み事故**など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

※参考：JIS T 8127（高視認性安全服）

## 特に冬期に必要な配慮

### ☑ 視認性向上

- ・他車両からの**視認性向上**のため、**早朝や夕方**の**早めの点灯**を励行する。

### ☑ 季節・天候対策

- ・**積雪や路面凍結**など、**交通安全情報マップ**などを活用し、**情報提供**を行い、「**急ハンドル**」や「**急ブレーキ**」など、「**急**」の付く**動作**や**スピード**の**出しすぎ**に対して**注意喚起**する。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

☐ 交通労働災害を防止するために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/0000102664.html>

☐ 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害防止

交通労働災害の現状と防止対策



このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

(2020.3)